

○経済産業省令第五十一号

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年七月七日

経済産業大臣 世耕 弘成

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出） 第二十七条の三の三 「略」 2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 特許出願人が、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合	（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出） 第二十七条の三の三 「略」 2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 特許出願人が、アメリカ合衆国（特許庁長官が、特許法第四十三条第五項に規定する電磁的方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）により、同条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。））、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州

〔削る〕

特許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張してアメリカ合衆国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類をアメリカ合衆国に提出した場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）又はアメリカ合衆国に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、アメリカ合衆国がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ 欧州特許庁

ハ 世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

二 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

ハ 世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法によりアメリカ合衆国に提供することができ
る国又は国際機関

三 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

ハ 世界知的所有権機関

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事

項を同法第四十三條第五項に規定する電磁的方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

- 三| 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

- 四| 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するた

項を電磁的方法により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

- 四| 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

- 五| 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するた

めの申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

3

特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号

二 前項第二号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は國際機關の名称及びその国又は國際機關においてした出願の番号

三 前項第三号又は第四号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するため

めの申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

3

特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号

二 前項第二号又は第三号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は國際機關の名称及びその国又は國際機關においてした出願の番号

三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するため

のアクセスコード及び同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の優先権の主張をしようとするときは、同法第四十三條第一項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

5・6 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七條の三の三（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三

のアクセスコード及び同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同法第四十三條第一項、同法第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の優先権の主張をしようとするときは、同法第四十三條第一項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

5・6 「略」

条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。